

2022年4月12日

各 位

会 社 名 株式会社カイオム・バイオサイエンス
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 小林 茂
(コード:4583 東証グロース)
問合せ先 取締役 経営企画室長 美女平 在彦
(TEL. 03-6383-3746)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年5月11日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 88,000 株
(3) 発行価額	1株につき 187 円
(4) 発行総額	16,456,000 円
(5) 割当予定先	当社の取締役 (※) 2名 16,000 株 当社の使用人 11名 72,000 株 ※社外取締役を除く。
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年3月25日開催の当社第18回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50,000千円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は200,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、対象取締役については、当社第18回定時株主総会から2023年3月開催予定の当社第19回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、また、当社の使用人については、当社の3事業年度分（2022年1月1日～2024年12月31日）に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役2名及び当社の使用人11名（以下、総称して「割当対象者」といい、割当対象者のうち対象取締役については「割当対象者I」、当社の使用人については「割当対象者II」という。）に対し、金銭報酬債権合計16,456,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物

出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式88,000株を割り当てるることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度における譲渡制限付株式は2種類あり、割当対象者Iに割り当てられる「譲渡制限付株式I型」と割当対象者IIに割り当てられる「譲渡制限付株式II型」で構成されます。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式I型（以下、「本割当株式I」という。）又は譲渡制限付株式II型（以下、「本割当株式II」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をできません（以下、「譲渡制限」という。）。

i. 譲渡制限付株式I型

2022年5月11日から割当対象者Iが当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（以下、「本譲渡制限期間I」という。）

ii. 譲渡制限付株式II型

2022年5月11日から2024年12月31日（以下、「本譲渡制限期間II」という。）

② 譲渡制限付株式の無償取得

i. 譲渡制限付株式I型

当社は、割当対象者Iが、本譲渡制限期間Iの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Iを、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Iのうち、本譲渡制限期間Iが満了した時点（以下、「期間満了時点I」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Iの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

ii. 譲渡制限付株式II型

当社は、割当対象者IIが、本譲渡制限期間IIが満了する前に当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式IIを、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式IIのうち、本譲渡制限期間IIが満了した時点（以下、「期間満了時点II」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点IIの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

i . 譲渡制限付株式 I 型

当社は、割当対象者 I が、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点 I をもって、当該時点において割当対象者 I が保有する本割当株式 I の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者 I が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間 I の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2022 年 4 月から割当対象者 I が当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、当該時点において割当対象者 I が保有する本割当株式 I の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式 I につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

ii . 譲渡制限付株式 II 型

当社は、割当対象者 II が、本譲渡制限期間 II 中、継続して、当社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点 II をもって、当該時点において割当対象者 II が保有する本割当株式 II の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者 II が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間 II が満了する前に当社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式 II の数及び譲渡制限を解除する時期を、それぞれ必要に応じて合理的に調整するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式 I 及び本割当株式 II について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式 I 及び本割当株式 II を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式 I については 2022 年 4 月から当該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）、本割当株式 II については 2022 年 1 月から当該承認の日を含む月までの月数を 36 で除した数に、当該承認の日において割当対象者 I 又は割当対象者 II が保有する本割当株式 I 又は本割当株式 II の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式 I 及び本割当株式 II に係る譲渡制限を、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式 I 及び本割当株式 II の全部をそれぞれ当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2022年4月11日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である187円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上